

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）  
新旧対照表

第 1 条による改正（墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年墨田区条例第 1 7 号））

改 正 案	現 行																								
<p>（期末手当） 第 6 条〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の合計額に、3 月に支給する場合においては <u>1 0 0 分の 3 3</u>、6 月及び 1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 5 5 . 5 を乗じて得た額に、基準日以前 3 月以内（基準日が 1 2 月 1 日であるときは、6 月以内）におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表〔略〕 3・4〔略〕 別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">議員報酬の月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td style="text-align: right;">9 1 6 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td style="text-align: right;">7 8 7 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>委員会委員長</td> <td style="text-align: right;">6 5 1 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>同 副委員長</td> <td style="text-align: right;">6 2 8 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>その他の議員</td> <td style="text-align: right;">6 0 9 , 0 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考〔略〕</p>	区 分	議員報酬の月額	議長	9 1 6 , 0 0 0 円	副議長	7 8 7 , 0 0 0 円	委員会委員長	6 5 1 , 0 0 0 円	同 副委員長	6 2 8 , 0 0 0 円	その他の議員	6 0 9 , 0 0 0 円	<p>〔同左〕 第 6 条〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の合計額に、3 月に支給する場合においては <u>1 0 0 分の 2 5</u>、6 月及び 1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 5 5 . 5 を乗じて得た額に、基準日以前 3 月以内（基準日が 1 2 月 1 日であるときは、6 月以内）におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表〔略〕 3・4〔略〕 別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">議員報酬の月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td style="text-align: right;">9 1 1 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td style="text-align: right;">7 8 3 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>委員会委員長</td> <td style="text-align: right;">6 4 7 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>同 副委員長</td> <td style="text-align: right;">6 2 5 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>その他の議員</td> <td style="text-align: right;">6 0 6 , 0 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考〔略〕</p>	区 分	議員報酬の月額	議長	9 1 1 , 0 0 0 円	副議長	7 8 3 , 0 0 0 円	委員会委員長	6 4 7 , 0 0 0 円	同 副委員長	6 2 5 , 0 0 0 円	その他の議員	6 0 6 , 0 0 0 円
区 分	議員報酬の月額																								
議長	9 1 6 , 0 0 0 円																								
副議長	7 8 7 , 0 0 0 円																								
委員会委員長	6 5 1 , 0 0 0 円																								
同 副委員長	6 2 8 , 0 0 0 円																								
その他の議員	6 0 9 , 0 0 0 円																								
区 分	議員報酬の月額																								
議長	9 1 1 , 0 0 0 円																								
副議長	7 8 3 , 0 0 0 円																								
委員会委員長	6 4 7 , 0 0 0 円																								
同 副委員長	6 2 5 , 0 0 0 円																								
その他の議員	6 0 6 , 0 0 0 円																								

第 2 条による改正（墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例）

改 正 案	第 1 条による改正後
<p>（期末手当） 第 6 条〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の合</p>	<p>〔同左〕 第 6 条〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の合</p>

計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び12月に支給する場合には100分の159.5を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表〔略〕

3・4〔略〕

計額に、3月に支給する場合には100分の33、6月及び12月に支給する場合には100分の155.5を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表〔略〕

3・4〔略〕

#### 付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。